

全日本ドッグトレーニング協会 実技試験規定

第1章 総則

第1条(目的)

本規定は、全日本ドッグトレーニング協会（以下「協会」という）が実施する「ドッグトレーナー実技試験」（以下「試験」という）の基本方針および評価基準を定め、受験者の技能を公平かつ客観的に評価することを目的とする。

第2条(適用範囲)

本規定は、協会が主催する全ての実技試験に適用する。

第2章 試験課目

第3条(課目区分)

- 試験課目は「基本動作」「応用動作」「総合評価」の3区分を原則とする。
- 各試験における具体的な課題内容は、試験実施要項にて定める。
- 必要に応じて新たな課題区分を追加・変更することができる。

第3章 評価基準

第4条(採点方式)

- 各課目は10点満点とし、合計点数で評価する。
- 合計点数の70%以上を合格とする。
- 採点は認定審査員により行い、その合計点を採用する。

第5条(評価観点)

1. 犬が安心して課題を遂行できているか。
 2. 強制・威圧を用いず、陽性強化 (Positive Reinforcement) を中心とした学習理論に基づく技術を活用しているか。
 3. トレーナー自身の態度、動作の正確性、指示の一貫性。
-

第4章 試験実施

第6条(受験資格)

1. 協会が認める講座・養成課程を修了した者、またはこれに準ずる実務経験を有する者。
2. 年齢18歳以上で、心身ともに健康である者。

第7条(試験環境)

1. 犬に過度な負担を与えない、安全かつ適切な環境下で実施する。
2. 試験開始前に受験犬の健康状態を確認し、異常がある場合は受験を認めない。

第8条(禁止事項)

1. 強制器具(電気ショックカラー、過度な矯正具)の使用は禁止する。
 2. 犬に対する虐待・威圧行為を認めた場合は即時失格とする。
-

第5章 結果と認定

第9条(結果通知)

試験結果は試験終了後、協会所定の方法にて通知する。

第10条(認定証)

合格者には、協会名義の「ドッグトレーナー認定証」を交付する。

第11条(再受験)

不合格者は、協会が定める条件の下、再受験を認める。

附則

本規定は、2021年10月1日より施行する。